京都大学のガバナンス

京都大学のガバナンス体制について

本学では国立大学法人法に基づく機関である役員会、経営協議会、教育研究評議会に加え、法人の経営および教育研究に関する連絡、調整および協議するための機関として部局長会議を設置しています。

役員会は、総長の意思決定を支える観点から、総長および7名以内の理事で組織される合議体であり、国立大学法人法第11条に規定する大学運営上の重要事項（中期目標および年度計画に関する事項、予算の作成および執行並びに決算に関する事項など）を決議する機関です。

また、総長は、文部科学大臣により任命されます。総長は、教育研究評議会や学外機関等から推薦された者の中から、学内の意向調査および総長選考会議の面接調査等による審議を経て選考されます。経営協議会の中から選出された学外委員（役員または職員以外の委員）を総長選考会議の構成員とすることで、総長選考に社会の意見が反映される仕組みとなっています。

なお、理事は、経営協議会および教育研究評議会の意見を聴いて総長が任命します。学外の有識者の意見を大学運営に反映させるため、理事の中には現に本学の役員または職員でない者を含むこととしています。

経営協議会は、本学の経営に関する重要事項を審議するための機関であり、総長、総長が指名する理事、総長が指名する職員、総長が任命する学外委員により構成されています。なお、経営協議会は25名以上の委員で組織され、その過半数を学外委員とすることにより、学外の有識者の意見を適切に審議に反映させることができる仕組みとなっています。

教育研究評議会は、本学の教育研究に関する重要事項を審議するための機関であり、教育研究評議会が定めるところにより、総長、総長が指名する理事・副学長、研究科・附置研究所その他の教育研究上の重要な組織の長、その他総長が指名する教授により構成され、本学の教育研究を直接担当する者が一体となって審議を行う仕組みとなっています。

部局長会議は、本学の経営および教育研究を円滑に行うために必要な連絡、調整および協議を行うための機関であり、総長、理事・副学長、総長が指名する副理事、研究科・附置研究所その他の教育研究上の組織の長の他、総長が指名する事務本部の部長により構成されています。

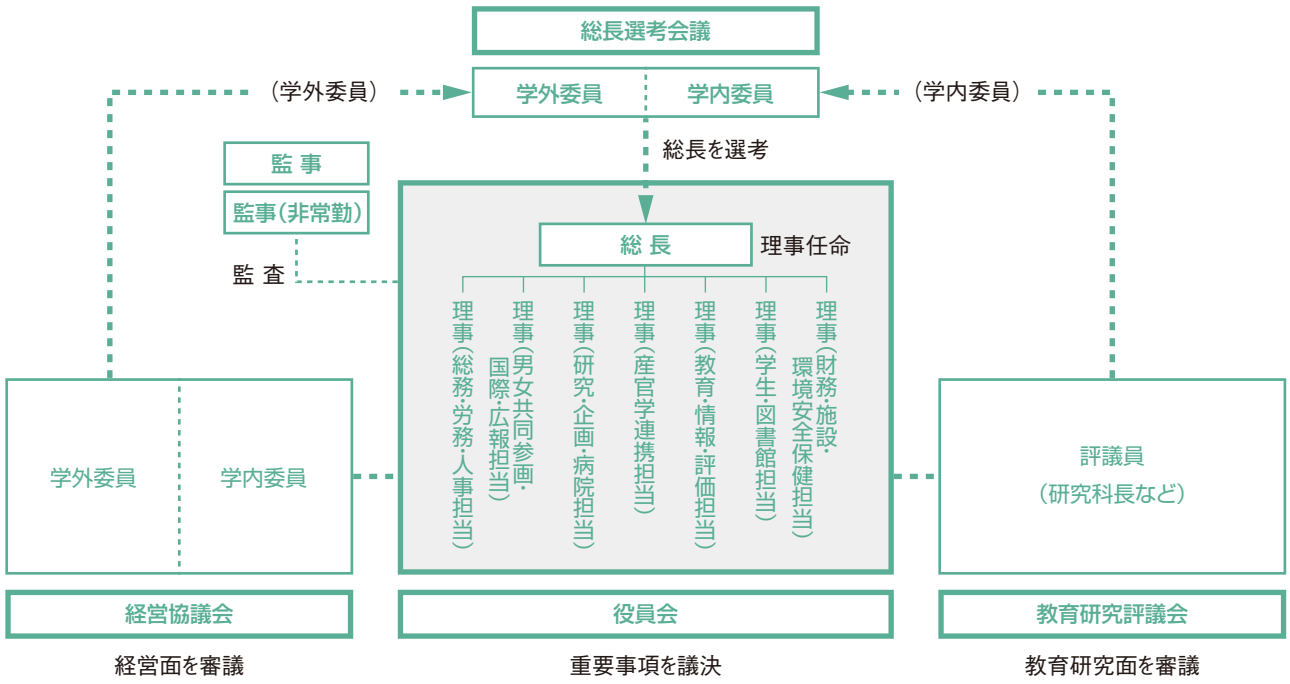

WEB **総長の選考過程についてはホームページでも開示しています。**
http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/operation/senkou
ご紹介した各機関の議事録等については、ホームページでご覧いただけます。
http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/conference/report

Governance

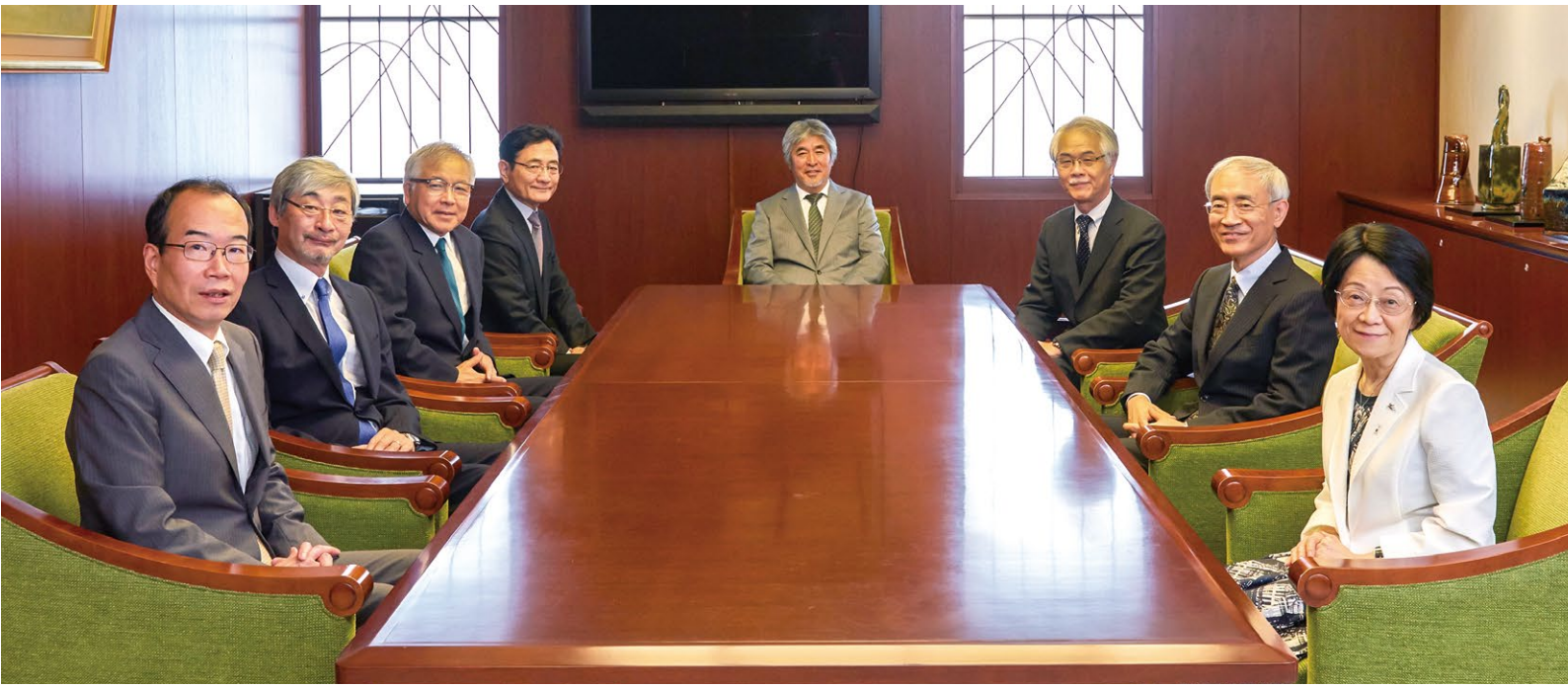

監査機能について

本学の適正な業務運営を確保するために文部科学大臣により任命される2名の監事は、本学の運営および業務全般について監査を行います。監事の監査には年1回行われる定期監査および監事が必要と認める場合に行われる臨時監査があります。監事は、これらの監査の結果に基づき必要があると認めるときは、総長または文部科学大臣に意見を提出する権限を有しています。

内部監査機能としては、総長のもとに置かれた監査室が、業務運営および会計処理の適法性等の監査を行うだけでなく、本学の健全な運営に資することを目的として、監査結果に基づく助言、提言も行っています。

外部監査・検査について

会計監査人による監査

国立大学法人は、監事の監査のほか、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）および決算報告書について、文部科学大臣により選任された、本学から独立した立場にある会計監査人の監査を受けています。

会計検査院による検査

資本金の全額について国が出資している本学は、会計検査院法第22条第5号の規定に基づく検査対象となっています。会計検査院による検査は、正確性、合規性、経済性、効率性および有効性、その他会計検査上必要な観点から行われるものであり、本学は平成16年4月の国立大学法人化以降、同法第25条に基づく実地検査を毎年受検するとともに、求めに応じて随時調書を作成・提出しており、その結果は会計検査院のホームページにおいて公表されています。

京都大学のガバナンス

中期目標・中期計画・年度計画について

平成16年4月の国立大学法人化から12年が経過し、平成28年4月から、第3期中期目標期間（平成28年度～平成33年度）に入りました。本学では、既に公表したWINDOW構想において、大学が直面している状況を正しく認識した上で、その改革に着手しているところです。そして、WINDOW構想を踏まえて第3期中期目標・中期計画を策定し、大学改革や将来構想の実現に向けたさまざまな課題に取り組んでいます。

中期目標・中期計画・年度計画とは

「中期目標」とは、6年間において本学が達成すべき業務運営に関する目標で、本学の意見に基づき文部科学大臣が定めます。本学の基本理念や長期的な目標を実現するための手段の一つとして、当面の6年間で本学が達成しようとするものです。

その中期目標に定める内容を達成するための具体的な計画が「中期計画」であり、本学が作成して文部科学大臣の認可を受けます。中期目標の達成状況を把握する際に用いられる具体的な要素でもあります。

さらにその中期計画に基づく年度ごとの業務運営に関する計画が「年度計画」であり、本学が定め文部科学大臣に提出します。6年間の中期計画を年度毎にどのように遂行していくかを定める工程でもあります。

各年度終了時、4年目終了時および6年間の中期目標期間終了時には、文部科学省の国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）により評価が行われ、社会に公表されます。

WEB **本学の中期目標・中期計画および年度計画、本学の実績報告書および法人評価委員会による評価結果はホームページでご覧いただけます。**
［中期目標・中期計画］ http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/operation/medium_target
［中期目標期間評価］ http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/mevaluation
［年度計画］ http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/operation/year.html
［年度評価］ http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/evaluation

中期目標・中期計画の位置付けと本学の基本理念や将来構想等との関わり

本学では、「京都大学の基本理念」を実現するために、第3期では特に、向こう10年間を見据えて重点的に取り組む目標と今後の実行計画を示したWINDOW構想等を踏まえつつ、経営協議会や教育研究評議会の審議を通じて学内外の意見を聴きながら、中期目標・中期計画を策定しました。この中期目標・中期計画は社会と本学の間の「公的な約束」であり、この約束を果たすべく計画を確実に実行し目標を達成する決意です。

目標達成に向けた学内における取り組み

本学では、中期目標・中期計画の実施に当たって、その趣旨や想定している取組事項等が各担当部署および関係部局に正確に伝わることを目的として、学内向けに「実施細目版」を作成しています。

この実施細目版には、中期計画ごとに具体的な取組事項や作業工程等を明示しており、以下の取り組みなどに活用しています。

本部および部局でのこれらの取り組みに基づく実績の積み重ねが、本学の基本理念である地球社会の調和ある共存への貢献に繋がっています。

このほか、本学構成員が日々の活動の中で、大学の理念や進むべき方向、中期ビジョンを理解し、目標に向け能力を最大限に発揮できるよう、「京都大学中期目標・中期計画ハンドブック」を作成し、本学構成員に共有を図っています。

- 各計画における本部および部局それぞれの役割を明確化し、全学として計画の達成に向けた取り組みの推進
- 学内における中期計画の進捗管理や達成度の検証
- 「Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Action（改善）」サイクルを意識した、次年度計画の策定

Governance

中期目標・中期計画・年度計画にかかる評価の仕組み

中期目標・中期計画・年度計画にかかる評価は、本学が実施する自己点検・評価に基づき、下記のとおり実施されます。

各年度の評価に関して、法人評価委員会は、「業務運営・財務内容等の状況」について「中期計画の達成に向けて、各年度の業務が順調に進捗しているかどうか」という観点から、年度計画の記載事項ごとに、自己点検・評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証を行います。

また、4年目終了時評価（対象：平成28～31年度）および中期目標期間評価（対象：平成28～33年度）では、「業務運営・財務内容等の状況」に関して、「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価の妥当性も含めて総合的に検証されます。これに加え、「教育研究等の質の向上」にかかる中期目標の達成状況について、法人評価委員会から要請された（独）大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が評価を実施します。法人評価委員会は、機構の評価結果を尊重することとされています。

本学では、これらの評価に必要な実績報告書の作成にあたり、全学委員会である大学評価委員会を中心に全学的な自己点検・評価を実施し、経営協議会、教育研究評議会および役員会における審議・機関決定を経て、法人評価委員会および機構に実績報告書を提出します。

法人評価委員会および機構は、実績報告書やヒアリング等に基づき評価結果案を策定し、本学に対する意見申し立ての手続を経て評価結果を決定します。評価結果において課題を指摘された場合、本学では総長および各理事が速やかに課題を共有し、改善に向けて対応しています。

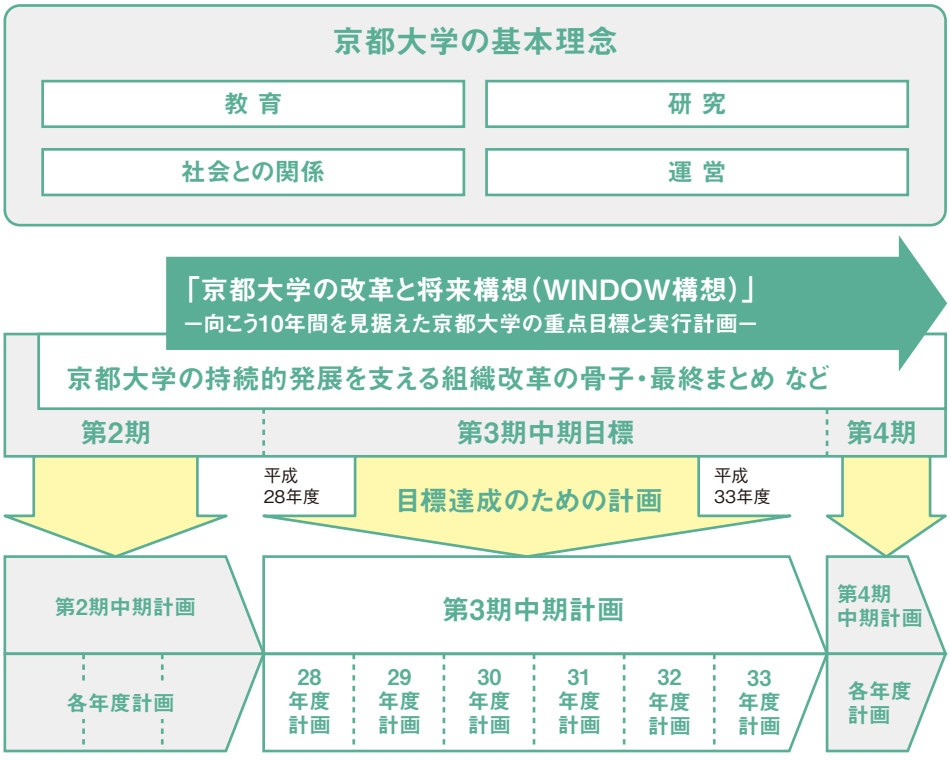

京都大学のガバナンス

研究費等の適正使用について

本学では、研究費等の適正な使用に努め、Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Action（改善）からなる体制を整備してきました。

研究費等の適正使用への対応について

本学の会計諸制度は、規程をはじめQ&A、マニュアル等において体系的に定められていますが、教職員の会計手続きの理解不足等から生じる研究費等の不正・不適切な使用を防止する観点から、研究費等を使用する上で必要となる会計ルールにかかる要点・注意事項を整理した「研究費使用ハンドブック」を作成し、学内に広く配布するとともに、ホームページでも公開しています。

また、研究費等の不正使用等を防止することを目的として、「競争的資金等不正防止計画」を定めており、さまざまな不正防止対策やコンプライアンス教育を実施するとともに、部局における研究費等の使用、管理状況並びにコンプライアンス教育の取組状況等の把握・検証を行うことで、適正使用の推進を図っています。

その他、本部・各部局に会計ルールや事務手続き等についての相談窓口を設置しています。

WEB **研究費使用ハンドブックは、ホームページでも公表しています。**
http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/public/competitive/handbook.html

競争的資金等の不正使用にかかる調査について

本学では、競争的資金等の不正使用に関する学内外からの通報に対応するために通報窓口を置き、顕名による通報があった場合は、その内容や根拠等が適正であるかどうかを判断のうえ、必要な調査を行うこととしています。また、調査の結果不正使用が行われたことが認められたときは、関与した者の氏名・所属、不正の内容等を含んだ調査結果を公表することとしています。

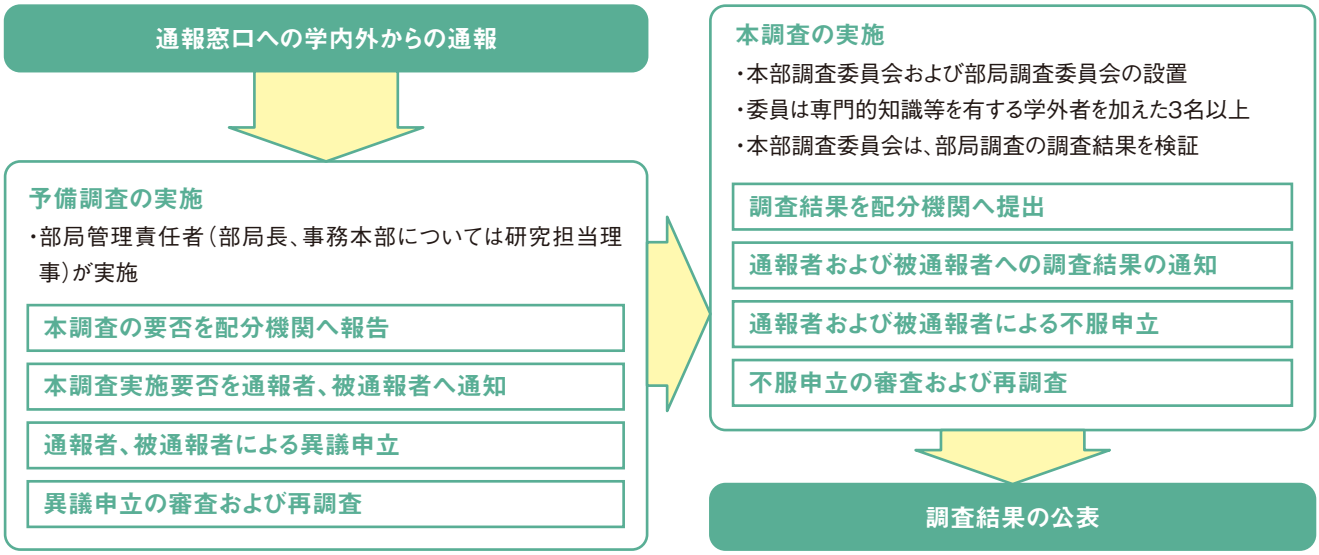

WEB **不正防止計画を含む本学の競争的資金等の適正管理に関する規程等は、ホームページでも公表しています。**
http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/public/competitive/

役員の状況 （平成29年4月1日現在）

総長（第26代）

山極 壽一（やまぎわ じゅいち）

【任期】
平成26年10月1日～平成32年9月30日
【学位】
京都大学理学博士

【略歴】平成21年4月～平成23年3月／京都大学教育研究評議会評議員
平成23年4月～平成25年3月／京都大学大学院理学研究科長・理学部長
平成24年4月～平成25年3月／京都大学経営協議会委員

理事（産官学連携担当）

阿曽沼 慎司（あそぬま しんじ）

【任期】
平成26年10月1日～平成30年9月30日

【略歴】平成22年7月～平成24年9月／厚生労働事務次官
平成25年4月～平成26年9月／京都大学iPS細胞研究所特定研究員

理事（男女共同参画・国際・広報担当）

稲葉 カヨ（いなば かよ）

【任期】
平成26年10月1日～平成30年9月30日
【学位】
京都大学理学博士

【略歴】平成15年4月～平成17年3月／京都大学大学院生命科学研究科長
平成19年10月～平成26年3月／京都大学女性研究者支援センター長
平成25年8月～平成26年9月／京都大学副学長（男女共同参画担当）

理事（学生・図書館担当）

川添 信介（かわぞえ しんすけ）

【任期】
平成27年11月1日～平成30年9月30日
【学位】
京都大学博士（文学）

【略歴】平成24年4月～平成26年3月／京都大学教育研究評議会評議員
平成26年4月～平成27年10月／京都大学大学院文学研究科長・文学部長
平成26年4月～平成28年9月／京都大学経営協議会委員

理事（教育・情報・評価担当）

北野 正雄（きたの まさお）

【任期】
平成26年10月1日～平成30年9月30日
【学位】
京都大学工学博士

【略歴】平成23年4月～平成24年3月／京都大学教育研究評議会評議員
平成24年4月～平成26年3月／京都大学大学院工学研究科長・工学部長
平成25年4月～平成26年9月／京都大学国際高等教育院長

理事（財務・施設・環境安全保健担当）

佐藤 直樹（さとう なおき）

【任期】
平成26年10月1日～平成30年9月30日
【学位】
理学博士（東京大学）

【略歴】平成18年4月～平成22年3月／京都大学附属図書館宇治分館長
平成24年4月～平成26年9月／京都大学化学研究所長

理事（研究・企画・病院担当）

湊 長博（みなと ながひろ）

【任期】
平成26年10月1日～平成30年9月30日
【学位】
京都大学医学博士

【略歴】平成14年4月～平成16年3月／京都大学評議員
平成19年10月～平成20年10月／京都大学大学院医学研究科附属ゲノム医学センター長
平成22年10月～平成26年9月／京都大学大学院医学研究科長・医学部長

理事（総務・労務・人事担当）

森田 正信（もりた まさのぶ）

【任期】
平成29年4月1日～平成30年9月30日

【略歴】平成27年4月～平成28年6月／文部科学省高等教育局高等教育企画課長
平成28年6月～平成29年3月／文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

監事の状況 （平成29年4月1日現在）

監事

東島 清（ひがしじま きよし）

【任期】
平成28年4月1日～平成32年8月31日
【学位】
京都大学理学博士

【略歴】平成20年4月～平成23年8月／大阪大学大学院理学研究科長・理学部長
平成23年8月～平成27年8月／大阪大学理事・副学長

監事（非常勤）

丸本 卓哉（まるもと たくや）

【任期】
平成28年4月1日～平成32年8月31日
【学位】
農学博士（九州大学）

【略歴】平成8年8月～平成10年7月／山口大学農学部長
平成18年5月～平成26年3月／山口大学長
平成26年4月～平成28年3月／京都大学監事